

納付金・交付金の基本的な流れ

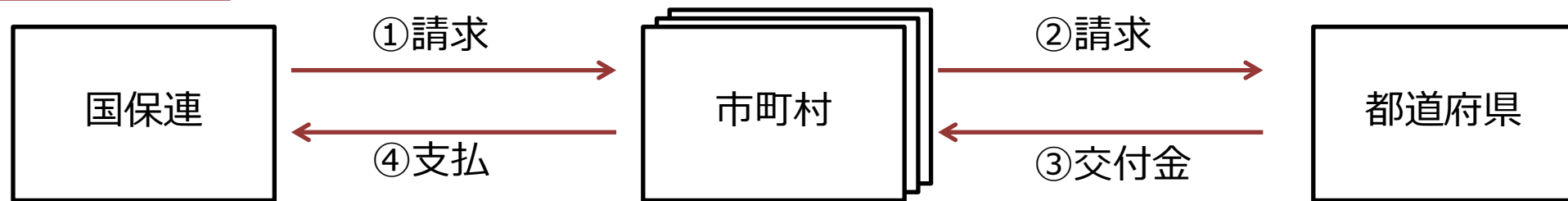
都道府県による審査支払機関への診療報酬の直接支払い

■ 国民健康保険の見直しについて(議論のとりまとめ) (平成27年2月12日 国保基盤強化協議会)(抜粋)

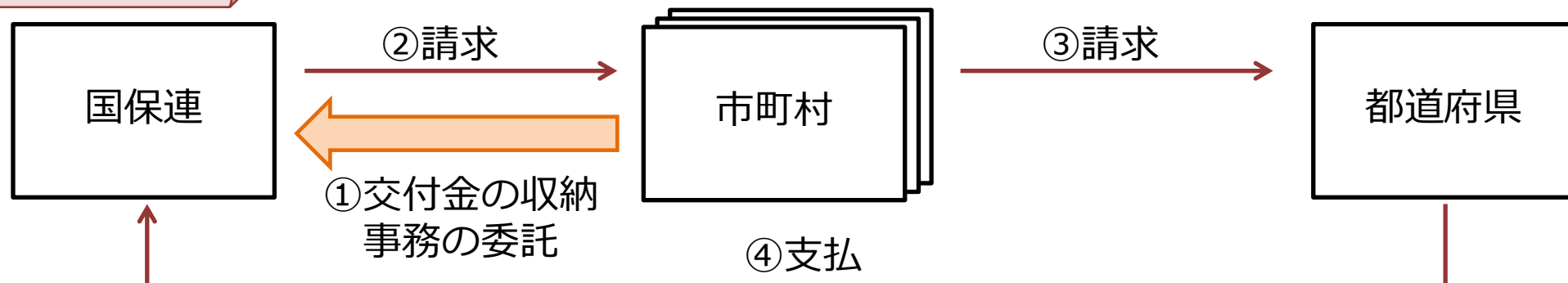
2 運営の在り方の見直し(保険者機能の強化)

※ 市町村の事務負担の軽減を図るため、医療機関に支払いを行う審査支払機関に対し、都道府県が市町村を経由せず、直接支払いを行う仕組みを検討する。

基本の流れ

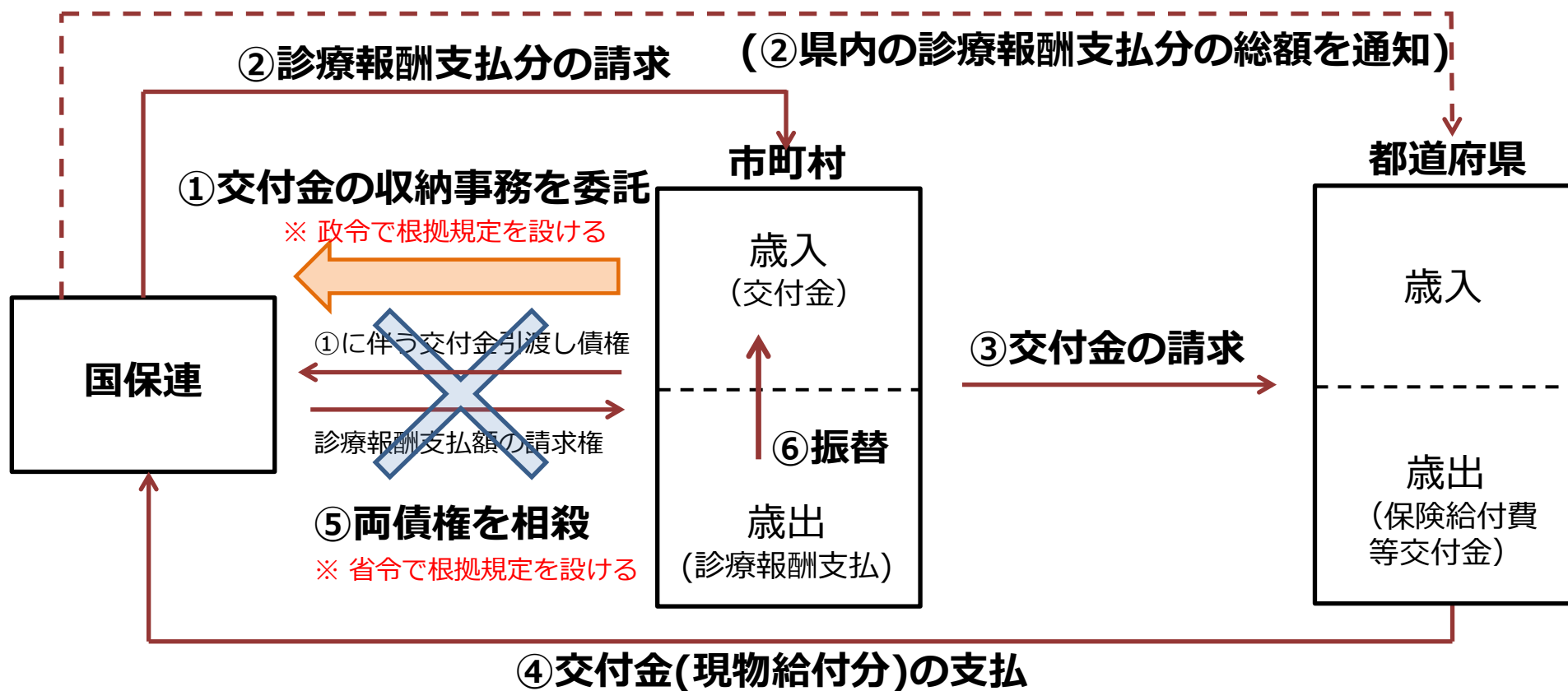


直接支払い



直接支払いの具体的な手順

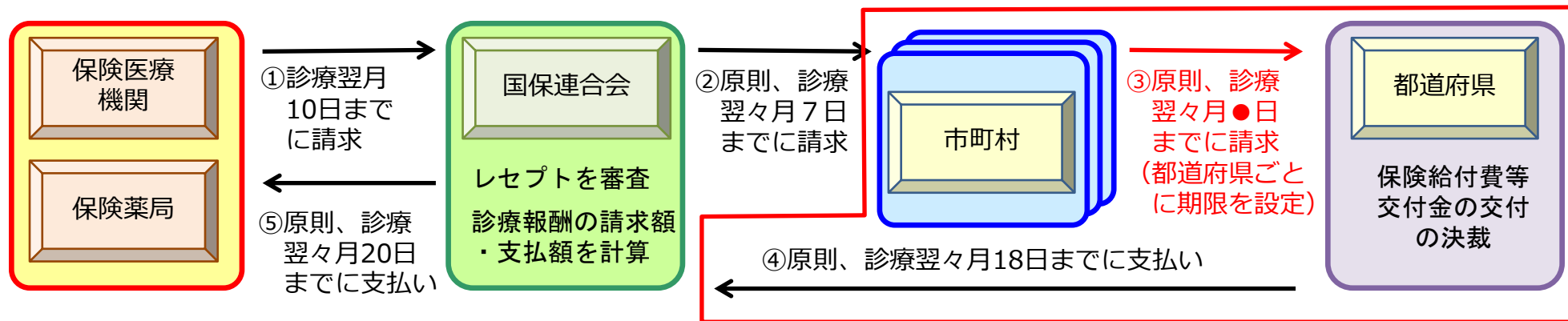
- 市町村は、国保連に都道府県からの保険給付費等交付金の収納事務を委託し、これにより、国保連に対する保険給付費等交付金の引渡し債権を取得する(①)。
- 国保連は、市町村に対して診療報酬支払い分の請求を行い(②)、都道府県は、市町村からの請求(③)に応じ、国保連に対し保険給付費等交付金を支払う(④)。
- ※ 都道府県の事務の円滑化のため、②と同時に県内の診療報酬支払分の総額を国保連から都道府県に通知することも考えられる。
- 市町村の保険給付費等交付金引渡し債権と国保連の診療報酬支払額の請求権を相殺し(⑤)、市町村は、相殺を契機に、歳出の診療報酬の支払いを歳入の保険給付費等交付金に振替を行う(⑥)。



直接支払いの請求・支払いスケジュールと概算払い

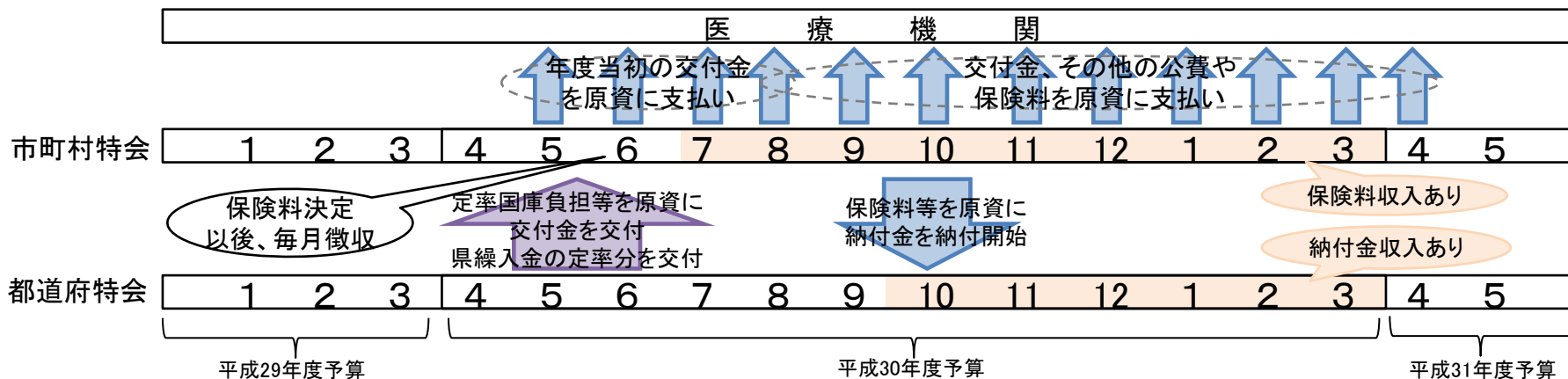
■ 直接支払いによる場合の請求・支払期限のイメージ

- 直接支払いによる場合、国保連から市町村に請求がなされた後の約10日間(土日含む)のうちで、市町村が都道府県に請求を行い、それを受けて都道府県が国保連に支払いを行う必要がある。



■ 直接支払いによることが困難な場合の代替案(概算払い)

- 直接支払いによることが困難な場合、保険医療機関等への支払期限を守るためには、市町村に対し、保険給付費等交付金を一定額まとめて概算払いしておき、当該交付金を原資に市町村が保険医療機関等の請求に応じ支払いを行う概算払い方式によることが考えられる。(キャッシュフローは以下のイメージ。)



支払方法ごとの比較(現物給付分)

	基本の流れ	直接支払	
		確定払い	概算払い
支出区分	精算払	精算払	概算払
市町村の事務	<ul style="list-style-type: none"> ①国保連から診療報酬の請求 ②交付金を県に請求 ③交付金を県から納入 ④診療報酬を国保連に支払 ※全て毎月処理 	<ul style="list-style-type: none"> ①交付金の収納事務を国保連に委託 ②国保連から診療報酬の請求 ③交付金を県に請求 ④診療報酬と交付金を相殺 ⑤歳入歳出予算間の振替 ※②～⑤は毎月処理 	<ul style="list-style-type: none"> ①交付金の収納事務を国保連に委託 ②国保連から診療報酬の請求 ③交付金(概算)を県に請求 ④診療報酬と交付金を相殺 ⑤歳入歳出予算間の振替 ⑥精算分を国保連から納入し、県に返納 ※②～⑤は四半期毎等で処理?
県の事務	<ul style="list-style-type: none"> ①市町村から交付金の請求 ②市町村に交付金の支払 ※全て毎月処理 	<ul style="list-style-type: none"> ①国保連から診療報酬総額の通知 ②市町村から交付金の請求 ③国保連に交付金の支払 ※全て毎月処理 	<ul style="list-style-type: none"> ①市町村から交付金(概算)の請求 ②国保連に交付金(概算)の支払 ③精算分を市町村から返納 ※①～②は四半期毎等で処理?
国保連の事務	<ul style="list-style-type: none"> ①市町村に診療報酬の請求 ②市町村から診療報酬の納入 ※全て毎月処理 	<ul style="list-style-type: none"> ①交付金の収納事務を市町村から受託 ②市町村に診療報酬の請求 ③県に診療報酬総額の通知 ④県から交付金の納入 ※②～④は毎月処理 	<ul style="list-style-type: none"> ①交付金の収納事務を市町村から受託 ②市町村に診療報酬の請求 ③県から交付金の納入 ④精算分を市町村に返納 ※②～③は毎月処理
特徴		<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 ・「診療報酬を国保連に支払」が不要 【デメリット】 ・「交付金を国保連に支払」が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 ・「交付金を国保連に支払」が不要 【デメリット】 ・概算不足対応として、「事前に重点交付」「予納金」などキャッシュフローの負担増